



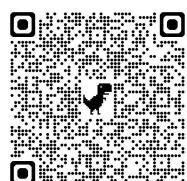
# うすい 泰彦 通信

2024年9月議会

一般質問

被団協がノーベル平和賞を受賞 核兵器禁止条約へ参加を

第27号  
2024年11月25日発行  
うすい泰彦通信編集委員会  
安曇野市堀金三田1160  
TEL・FAX 73-4465  
Email: jonen.kurasi@gmail.com  
日本共産党の見解をお知らせします。ご意見をお寄せください。



臼井議員の  
一般質問の動画

## 心と体の権利教育を 性犯罪・性暴力対策とともに

臼井議員  
のLINE



2020年政府は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を発表し、これに基づき被害者支援の充実、加害者対策、教育啓発の強化等が取り組まれてきました。2023年には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が示され、その一環として「生命(いのち)の安全教育」が全国の保育園・こども園・幼稚園から高校まで行われています。世界的な性犯罪や性暴力への対策が求められている中で政府も動かざるを得なくなってきたものです。

昨年の「ジャニーズ性被害事件」など毎日のように性犯罪がニュースになっています。東京都の昨年度の調査では生涯の痴漢被害率は29.9%、24歳以下の調査で最初に性被害に遭った年齢は20歳以下が89%です(右のグラフ)。また、昨年「不同意性交罪」を創設する改正刑法が全会一致で可決・成立し、より個人の意思が尊重される大きな前進もありました。

しかしながら、今、教育の現場で子どもや保護者が求めている教育は、

\* \* \* \* \*

### 性犯罪・性暴力対策、各部局の取り組みは

臼井 安曇野市の取り組みはどうか。

総務部長 毎年度ハラスメント防止研修の中で職員の意識向上に取り組んでいる。

政策部長 問い合わせに対して紹介窓口を紹介している。庁舎ロビーで展示を行うなど、周知啓発に努めてきた。ホンダリング(寄贈本の売却代を犯罪被害者の支援活動に役立てる)プロジェクトに参加している。2023年12月に「安曇野市犯罪被害者等支援条例」を制定した。

市民生活部長 幼稚園や認定こども園の交通安全教室の際、不審者訓練を実施している。

福祉部長 障がい者虐待防止法に基づいて取り組んでいる。安曇野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関との連携体制の整備、強化に取り組んでいる。また、障害者サービスを提供する事業者は、マニュアルに沿った対応を取っている。

保健医療部長 (子育て支援に関わる取り組みを中心に) 相談があった場合には、関係部署や関係機関と連携して対応している。

危機管理監 指定避難所運営マニュアルにより、性犯罪・性暴力の発生防止に努めることとしている。

### 性暴力。できるだけ早く相談しましょう！

#8891(はやくワンストップ) (全国共通ダイヤル) または  
026-235-7123へ 長野県性暴力被害者支援センター  
いずれも○24時間365日受付 ○秘密厳守 ○電話無料 ○匿名OK  
長野県の公的相談窓口です。専門の支援員が相談を受け、医療機関、弁護士、カウンセラーなどと協力して支援先へつなげます。

### 心と体の安全教育

### あらゆる場面を通じて指導している

臼井 「生命の安全教育」は全ての教育活動に関わる。性教育や人権教育において「生命の安全教育」をどう位置付けているのか。

教育長 「生命の安全教育」は性教育や人権教育はもちろん、保育や教育活動のあらゆる場面を通じて指導している。

臼井 「生命(いのち)」を「心と体」と捉えていいか。

教育長 「生命の安全教育」を「心と体の安全教育」と言い換えて問題はない。

やすひこ

泰彦 通信

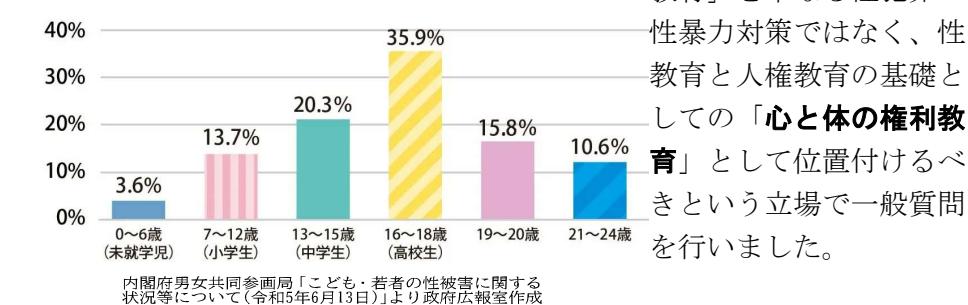
被団協がノーベル平和賞を受賞 核兵器禁止条約へ参加を

性犯罪・性暴力対策の一環としての「生命の安全教育」ではなく、性的にも自分のことを自ら決定する能力を培うことができる広い意味での性教育であり、人権教育ではないでしょうか。

身体的接触を伴う性被害に最初に遭った年齢 そこで、「生命の安全

教育」を単なる性犯罪・

性暴力対策ではなく、性教育と人権教育の基礎としての「心と体の権利教育」として位置付けるべきという立場で一般質問を行いました。



### 「心と体の権利」の重点

- 1 子どもは、心と体をしっかり認識することができます。
- 2 子どもは、どこをどのように触られるか、見られるかを自ら決めることができます。
- 3 子どもは、自分の体を誰かに勝手に触られたり見られたりされない。
- 4 子どもは、体が清潔に保たれ、けがや病気になったときには治療を受けることができます。
- 5 子どもは、こころとからだに不安や心配があるときには、相談できるところがあり、サポートを受けることができます。
- 6 子どもは、以上のことが実現できない時には「やってください」と主張することができます。

### 1~5に共通した「心と体の権利教育」の基本

- (1)発達段階に応じて体のそれぞれの器官や部分の名称や機能について認識すること。
- (2)体の感覚や気持ちを大切に育み、それを表現する言葉を知り、表現できること。
- (3)自分の意志によって行動すること。

例えば

### 幼児の食事

※以下、基本(1)~(3)に関したことを、それぞれ説明の後に(1)~(3)と表記する。

お腹(なか)が空いたなと感じた(2)あづみちゃんは、保育士に「ごはんを食べたい」と言って(2)、器に盛られた食事をテーブルに持ってきて(3)、椅子に座って食べ始めました(3)。あづみちゃんは、保育士からいつも「歯でよく噛んで食べると食べたものが細かくなつて体をつくる基になつたり元気に遊べようになるだけでなく、先生の話もよく分かるようになつて賢くなる」(1)と言われていたのでよく噛んで味わつて食べました(3)。

## 2024年9月議会一般質問(続)

今回、9月定例会を報告する日本共産党安曇野市議団ニュースNo.65の同時配布はいたしません。

臼井 1~6について見解は。(下表は臼井議員の見解とそれに対する教育長の答弁)

	「心と体の権利」の重点(表面再掲)	関係する子どもの権利条約	◎:教育長が答弁で追加	該当の子ども基本法
1	子どもは、心と体をしっかり認識することができる。	第17条…心身の健康の促進を目的とした情報を入手する権利 第28条…教育を受ける権利 ◎条約の4原則に関わる		
例	◆排尿に関わって幼児期なら、「尿は体の中でいらなくなつたものや水分であり、尿道口はそれを体の外に出す唯一の出口であるから、きれいにして大切にしなくてはいけない」くらいは教えたい。性に関わっても子どもは、しっかりと自分の心と体の学習を受ける権利がある。			
2	子どもはどこをどのように触られるか、見られるかを自ら決めることができる。	第16条…プライバシーを保護する権利		
例	◆自分だけの空間パーソナルスペースの内側に他人が侵入するには同意が必要です。この境界は、自分の快、不快の感覚によって決めることが保障されなければならない。子どもには、このパーソナルスペースの内と外の境界を相手に伝える力を育むこととともに、境界を互いに尊重することも必要。互いに平等な人間関係を形成する土台となる。 ◆幼児期でも、水遊び、プール遊びでは他者の前で全裸の状態にならないようにプライバシーや自己決定権、権利を学ぶ配慮が必要であると言われる。小学校でも、性別の更衣室だけではなく、個々の更衣室、個人個人の更衣室が必要だということにもなる。			
3	子どもは、自分のからだを誰かに勝手に触られたり見られたりされない。	第6条…命を安全に維持し(生きる)、健全に発達させる(育つ)権利 ◎第12条…意見表明権 ◎第13条…自分の考えを伝える権利	◎第3条(基本理念)第2号…健やかな成長や発達等の福祉に係る権利	
例	◆パーソナルスペースの中に他人が同意なく侵入してきた場合は、「嫌だ」「やめて」と言えるトレーニングを受けることが必要。例えば、幼児期の保育の現場では、嫌な気持ちになる触り方について考え、対応方法を知るということがあるが、誰におむつを替えてほしいか、誰に着替えさせてほしいか問い合わせ、子どもの判断、表現を大切にしているという。こうした経験の積み重ねがパーソナルスペースを自ら守る権利の意識を育むことになる。 ◆はっきりした「嫌だ」という感覚と同様に「変だな?」という感覚でもしっかりと「嫌だ」「やめて」と言えるようなトレーニングを具体的な体験を通して身につけていくことが必要だ。 ◆子どもは、大人が子どもとどのように関わっているかを見て学ぶ。大人社会も、学び続ける姿勢が大切。			
4	子どもは、身体が清潔に保たれ、けがや病気になったときには治療を受けることができる。	第24条…健康・医療への権利 ◎第6条…生きる権利、育つ権利	◎第3条(基本理念)第2号	
例	◆性犯罪、性被害にあったときは早期の専門家による医療的ケアが必要だ。			
5	子どもは、心と体に不安や心配があるときには、相談できるところがあり、サポートを受けることができる。	第24条…健康・医療への権利 ◎第6条…生きる権利、育つ権利	◎第3条第2号	
例	◆変だな、嫌だと思うことがあったときは必ず安心できる大人に報告・相談することが重要。なぜなら、性暴力の加害者の常套手段は約束という口封じであり、子どものコントロールだから。子どもには「相談したけれども、しっかり聞いてくれない、信じてくれない場合でも諦めないこと、第2、第3の信頼、安心できる大人に伝え、受け止めてもらえるまで伝え続けることが重要」と。基本は「変だなとか、嫌だなと思う経験をした子どもは決して悪いこと、子どもに100%責任はないこと、悪いのは全て加害者であること」を子どもが繰り返し伝え続けられることも重要。 ◆子どもの養育環境によって相談相手は様々。子ども自身に相談できる具体的な大人を考えさせることが重要。公的な相談機関も含めて少なくとも3人以上、できたら5人以上の名前を上げることが勧められている。相談する権利、サポートされる権利として位置づけることが必要。			
6	子どもは、以上1~5のことが実現できない時には「やってください」と主張することができる。	第12条…意見表明権		
例	1に関わって…子どもは、心と体についてもっと知りたいと意見表明することができる。それに対して、大人は誠実に応える、すぐに応えられなくても、準備をして計画的に応えることが大切。 2に関わって…子どもは、「パーソナルスペースが守られないから性別の更衣室だけではなく、個別の更衣室が欲しい」と意見表明することができる。 3に関わって…パーソナルスペースが侵害されたとき、「嫌だ」「やめて」「駄目」と言うことができる。 4に関わって…治療と健康回復のための医療等を受ける際は、自分が受けたい治療や望む医療と違うと感じた感覚を医療者に伝えることができる。自らの言葉で表明でれば遠慮せずに伝え、自分の言葉で伝える力が弱ければ、医療者等が支援しなければならない。 5に関わって…相談に乗ってもらえないとかサポートを受けられない事があつても諦めないで「相談に乗ってください」と言い続ける権利があることを学習し、身につけることが必要。			

臼井 6点について大事にすべき権利であるとすると「心と体の安全教育」は「心と体の権利教育」と言ってもよいのではないか。

教育長 自ら考え判断し行動できるということは、人権をしっかり意識して独立した一人の人間として、自信や誇りを持たせていくことである。

日本共産党安曇野市議団

**「ケア労働者に国の支援」と  
「国保財政に国庫負担増額」**

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」と「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」の2つの陳情がいずれも全会一致で採択されました。

**「陳情、全会一致で採択」**

令和5年度一般会計歳入歳出決算認定に反対実施すべき悼式だったをい

**「国庫負担増額」**

臼井議員は、「①『平和と人権のつどい』をなくし、『戦没者追悼式』を実施しなかつたことは、平和推進事業の大きな後退だ。原爆被害を強調しそぎることはないが、戦争全体の中での位置付け、平和を願う市民に広く参加を呼びかけるためにも、遺族会の意向を尊重しつつ市民全體で戦没者追悼式を行うことこそ、戦争で亡くなられた方々を追悼することになる。②『共同番号』の導入を求めてきたのは財界だ。行政のデジタル化は、所得や資産、医療や教育等膨大な個人データを国家に集中し、國民を管理するものだ。分散管理で守られてきた個人情報を危険にさらし、行政所有の個人情報が企業の『儲けのタネ』にさへ利益誘導、官民の癒着を招くことによる。③『共

**「長野県後期高齢者医療保険広域連合規約変更」に反対**

猪狩議員は、「12月2日に現行の被保険者証の発行が廃止され、全国保険医団体連合会(開業医などの団体)は、5月以来7割の医療機関でマイナ保険証に関するトラブルが起きている。たが、医療現場でも国民の間でも不安は解消されていない。マイナ保険証取得と現行の保険証の廃止を前提とした規約変更である」と反対討議をしました。

**「一部を改正する条例」に反対**

井出議員は、「マイナ保険証は、だれ一人取り残さないデジタル社会とは裏腹に、弱者を切り捨て、高齢者を置き去りにし、地域医療を顧みないものだ。2025年からマイナンバーカードの期限切れが始まると、新たな更新手続きの申請が必要となる。市役所や医療機関の混乱は目に見えている。申請できないまま医療にかかる保険料を払いながら、国民皆保険制度が崩れる」と反対討論をしました。

**「安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例」に反対**

井出議員は、「マイナ保険証は、だれ一人取り残さないデジタル社会とは裏腹に、弱者を切り捨て、高齢者を置き去りにし、地域医療を顧みないものだ。2025年からマイナンバーカードの期限切れが始まると、新たな更新手続きの申請が必要となる。市役所や医療機関の混乱は目に見えている。申請できないまま医療にかかる保険料を払いながら、国民皆保険制度が崩れる」と反対討論をしました。

き、便利とは裏腹に行政のサービスの後退を招く。それを進めるマイナカード普及事業である」と反対討論をしました。

2024年11月1日発行  
日本共産党安曇野市議団  
No.65